

入 札 公 告 （電子入札）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和8年10月2日

茨城県警察本部長 中 山 仁

1 担当部局

〒310-8550 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
茨城県警察本部警務部装備施設課安全施設係
電話 029-301-0110(内線)2267
メールアドレス keikaikei02@pref.ibaraki.lg.jp

2 入札対象工事

- (1) 工 事 名 第 S 0 5 - R 0 8 0 0 5 号
交通管制システム改修等工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 先
茨城県警察本部交通管制センター 外 5 箇所
- (3) 工事概要 交通管制システム改修等工事
- (4) 工 期 令和8年10月27日から令和9年3月25日まで（150日間）
- (5) 建設工事の種類 電気通信工事
- (6) 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項第1号の規定の適用を受ける
監理技術者又は主任技術者（以下「専任特例1号の場合の監理技術者等」という。）の配置
を認める工事である。
- (7) 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項第2号の規程の適用を受ける
監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の管理技術者」という。）の配置を認める工事
である。

3 競争参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を単体として受けている者であること。
- (3) 電気通信工事について、令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 交通管制システムに係る工事（交通管制センターにおける各種装置の設置、改修、修繕又は補修工事。警察庁仕様に基づく交通管制センターとの通信機能を有する端末装置の設置工事、改修工事も可とする。ただし、保守に関する役務の提供等の業務を除く。（以下、「交通管制システム工事」という。）のうち、平成28年4月1日から令和8年3月31日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を対象工事に配置できること。ただし、請負額が4,500万円以上の場合は専任で配置すること。
 - ア 1級電気通信工事施工管理技士の資格を有する等、電気通信工事について、建設業法第26条に規定する主任又は監理技術者になり得る者であること。
 - イ 監理技術者又は専任特例2号の場合の管理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
 - ウ 交通管制システム工事のうち、平成28年4月1日から令和8年3月31日の期間に竣工した工事を、元請の主任（監理）技術者又は現場代理人として施工した経験を有する者であること。

エ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）である場合には以下の（ア）～（コ）の要件をいずれも満たす者であること。

- （ア） 本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所技術者等であること。
- （イ） 兼ねる工事の現場数が1以下であること。
- （ウ） 本工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事は2億円未満）であること。
- （エ） 営業所から当該工事現場の距離が、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
- （オ） 当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が3次以内であること。
- （カ） 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を当該建設工事に配置していること。
※連絡員：土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。
- （キ） CCUS又はCCUSとAPI連携したシステム等により、当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。
- （ク） 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること。
- （ケ） 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。
- （コ） 現場配置技術者の専任特例との併用でないこと。

なお、営業所技術者等が本工事の監理技術者又は主任技術者として配置された場合は、本工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できると受注者が証したものとみなす。

ただし、この工事が専任を要しない場合、以下の要件をいずれも満たす営業所技術者等に限り、配置予定技術者とすることを認める。

- （サ） 本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所技術者等であること。
- （シ） 本工事箇所及び属する営業所が茨城県内にあること。

オ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条第1号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者（以下「経營業務の管理責任者等」という。）でないこと。

ただし、本工事が専任を要しない場合、経營業務の管理責任者等である者であっても、配置予定技術者とすることを認める。

カ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。

ただし、本工事が専任を要しない場合、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に雇用関係があれば配置予定技術者とすることを認める。

キ 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）にあつては、工期の始期日から配置できること。

なお、本工事が専任を要する場合にあつては、上記に加え、着手日において専任で配置できること。ただし、建設業法第26条第3項第1号、第2号又は建設業法施行令第27条第2項に該当する場合は専任での配置を要しない。

ク 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者として行うことができる。この場合、競争参加資格確認資料は全ての配置予定技術者について提出するものとする。

なお、落札者は契約時に1名を選択するものとする。

専任特例2号の場合の監理技術者の配置を予定する場合は、上記「複数（3名まで）」は、「複数（3名まで（監理技術者補佐を含まない。））」に、上記「契約時に1名を

選択するものとする。」は、「契約時に1名を選択し、監理技術者補佐を別に1名専任で配置するものとする。」と読み替える。

ケ 専任特例1号の場合の監理技術者等の配置を行う場合は以下の(ア)～(コ)の要件をすべて満たさなければならない。

- (ア) 各建設工事の請負代金が1億円未満（建築一式工事は2億円未満）であること。
- (イ) 建設工事の現場間の距離が、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
- (ウ) 当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が3次以内であること。
- (エ) 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を当該建設工事に配置していること。
※連絡員：土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。
- (オ) CCUS又はCCUSとAPI 連携したシステム等により、当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。
- (カ) 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること。
- (キ) 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。
- (ク) 兼務する工事の数が2を超えないこと。
- (ケ) 専任特例2号との併用でないこと。
- (コ) 茨城県警察本部以外（市町村等）の発注する工事との兼務については、当該発注者（市町村等）が認める場合に限り、上記の条件を満たした上で、兼務することができる。

コ 専任特例2号の場合の監理技術者の配置を行う場合は、以下の(ア)から(コ)の要件を全て満たさなければならない。

- (ア) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (イ) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格、学歴若しくは実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。

なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られること。

- (ウ) 監理技術者補佐が一級施工管理技士補の場合、当該一級施工管理技士補に係る技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (エ) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に、3月以上の雇用関係があるものであること。
- (オ) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事数は、本工事を含め2件までであること。
- (カ) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事は、茨城県内の工事であること。
- (キ) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会い等の職務を適正に遂行すること。
- (ク) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (ケ) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (コ) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は維持工事※以外の工事でない

ればならない。

(※「維持工事」とは24時間体制での応急処理工又は緊急巡回が必要な工事その他
通年で社会機能の維持に不可欠な工事)

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）。
 - (7) 入札に参加しようとする者が、競争参加資格の確認の申請を行う日から開札予定日までの期間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (8) 電気通信工事について、建設業の許可を受けていること。
 - (9) 電気通信工事について、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けている者であること。
 - (10) 本工事が技術者の専任を要する場合、建設業法施行令第27条第2項により複数工事の技術者を兼務する場合には下記のすべてを満たす者であること。
 - ア 兼務する工事のうち、いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が同一市町村であること。
 - イ 兼務するいずれの工事においても監理技術者ではないこと。
 - ウ 建設業法に規定する経營業務の管理責任者等及び営業所技術者等でないこと。
 - エ 本工事、兼務する工事及び他の工事の現場代理人でないこと。
 - (11) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同等の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
 - ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
 - エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - カ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
 - (12) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。
 - (13) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- 4 資料の提出、入札及び届出の方法
- 本工事は、資料の提出、入札及び届出を電子入札システムにより行う対象工事である。
- 電子入札システムURL：<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html>
- なお、電子入札システムによりがたい者は、担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。紙入札の承諾に関しては、1の担当部局に紙入札方式参加承諾願を提出するもの

とする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 入札情報サービス

ア 期間

令和8年10月2日～令和8年10月22日

イ URL

<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>

(2) 茨城県警察本部警務部装備施設課

ア 期間

令和8年10月2日～令和8年10月22日（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）

いずれの日も午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県警察本部5階

6 競争参加資格の確認等

本工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を次により提出しなければならない。

なお、専任特例1号の場合及び専任を要する工事と営業所技術者等との兼務の場合は、「専任特例1号の場合の監理技術者等の配置に関する届出書（様式第4-1号）」を併せて提出すること。

また、専任特例2号の場合は、「専任特例2号の場合の監理技術者の配置に関する届出書（様式第4-2号）」を併せて提出すること。この場合、別記様式第2号の(5)には専任特例2号の場合の監理技術者となる者を記載すること。

(1) 申請書及び資料の受付日時

ア 電子入札システム

令和8年10月5日～令和8年10月19日（休日を除く。）必着

いずれも午前9時から午後5時まで

イ 紙入札方式（1の担当部局の承諾を得た場合に限る。）

(ア) 受領期限は、令和8年10月19日午後5時まで（必着）

(イ) 申請書及び資料について、郵送又は電子メールにより提出する場合の手続については、入札説明書による。

(2) 提出先

1の担当部局に同じ。

(3) 申請書及び資料の詳細については、入札説明書による。

7 入札手続等

(1) 入札書の受付日時

ア 電子入札システム

令和8年10月20日～令和8年10月22日（休日を除く。）必着

いずれも午前9時から午後5時まで

イ 紙入札方式（1の担当部局の承諾を得た場合に限る。）

(ア) 受領期限は、令和8年10月22日午後5時まで（必着）

(イ) 入札書を郵送又は電子メールにより提出する場合の手続については、入札説明書による。

ウ 提出先

1の担当部局に同じ。

(2) 競争入札執行（開札）の日時及び場所

ア 日時

令和8年10月23日（金）午前10時00分から

イ 場所

茨城県警察本部警務部装備施設課

- (3) 予定価格
43,890,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
 - (4) 入札保証金
免除する。
 - (5) 契約保証金
納付する。ただし、利付国債若しくは利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (6) 最低制限価格
設定する。
 - (7) 調査基準価格
設定しない。
 - (8) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
 - (9) 入札の執行の中断、延期、取りやめ等
やむを得ない事由により入札の続行が困難と認められる場合には、入札の執行を中断、延期又は取りやめる場合がある。
なお、入札参加者が1者のみの場合でも、入札は有効なものとして取扱う。
 - (10) 落札者の決定方法
 - ア 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格の申込者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - イ あらかじめ最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者については、アによらず落札者とししない。
 - (11) 入札結果
入札結果は、落札者決定後直ちに全ての入札参加者に対し、電子入札システムにより通知する。紙入札方式による入札を行った者に対しては、電話又はファクシミリにより通知する。
 - (12) 契約書の要否
要
- 8 その他
- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
 - (2) 関連情報を入手するための窓口は、1に同じ。
 - (3) 詳細については、入札説明書による。